

## 2. 家庭系ごみ有料化の必要性と効果

### (1) 全国自治体の実施状況

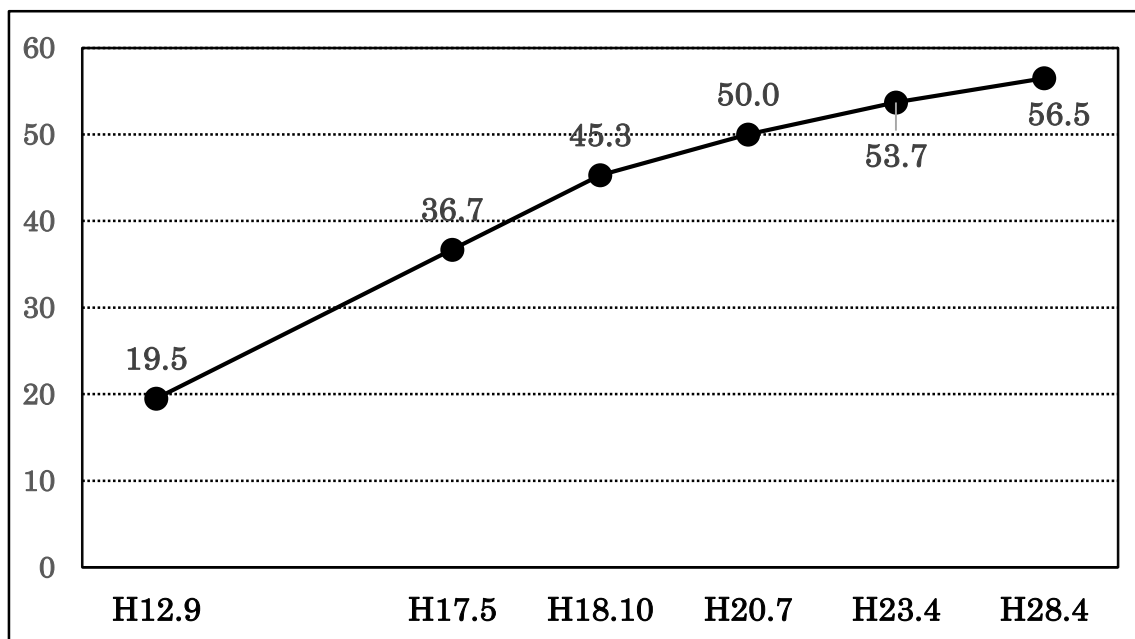
平成 28 年 4 月 1 日現在、全国市区町村のうち 63.1%が既に家庭系ごみの有料化を実施しており、近年においても着実に増加しています。

表 3 全国市区町村の有料化実施状況

	総数	有料化実施数	有料化実施率
市区	813	459	56.5%
町	745	519	69.7%
村	183	120	65.6%
合計	1,741	1,098	63.1%

出典：「山谷修作/全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2016 年 4 月現在）」

※大型ごみのみの有料化は実施数に含まない。



出典：「山谷修作/全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2016 年 4 月現在）」

※大型ごみのみの有料化は実施数に含まない。

※市区のみの実施率。

図 4 全国市区の有料化実施率推移

## (2) 有料化の有効性

家庭系ごみの有料化を導入したほとんどの自治体において、各家庭で費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、排出量の抑制、分別の徹底によるごみの減量効果が表れています。

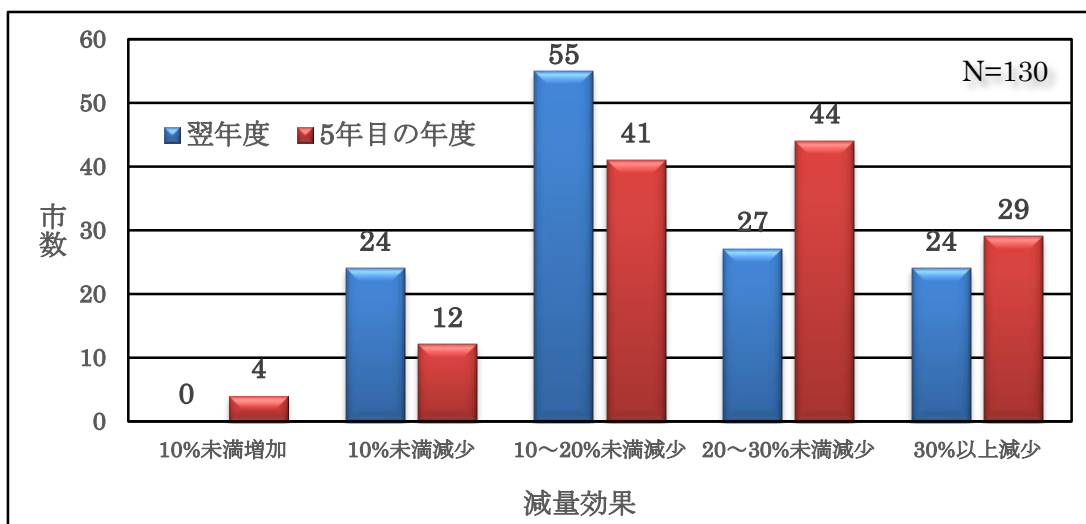


図5 有料化導入後の家庭系（燃やせる・燃やせない・大型）ごみ減量効果

出典：「山谷修作/第4回 全国都市家庭ごみ有料化調査（2012年2~3月実施）」

また、家庭系ごみの排出量の減量効果は料金水準が高いほど、大きくなっています。

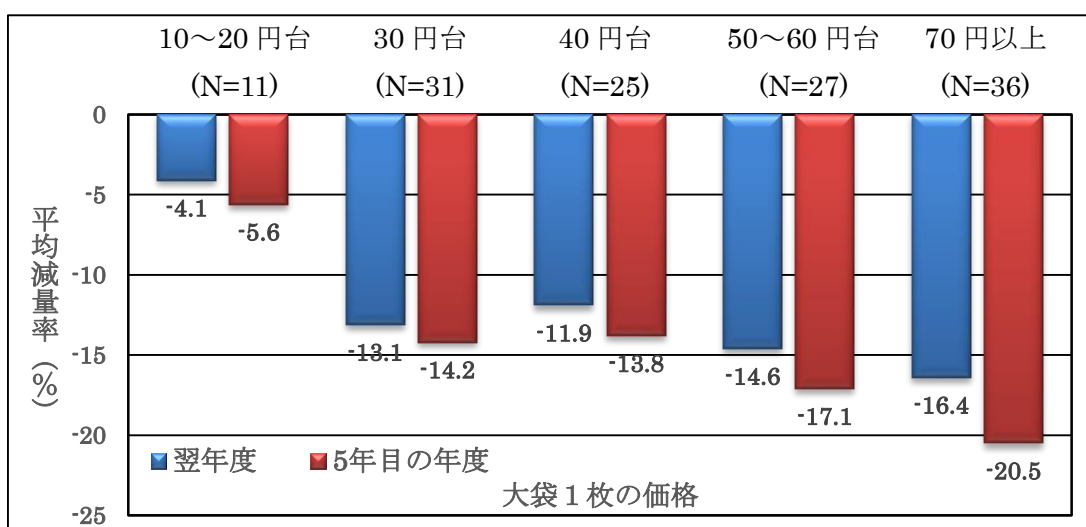


図6 手数料水準ごとの家庭系ごみ減量効果

出典：「山谷修作/有料化の価格帯別減量効果（2016年2月集計）」

※有料化導入前年度比の平均減量率を表記している。

### (3) 県内の実施状況

平成 28 年 4 月 1 日現在、県内の全 40 市町村のうち 20 市町村（50.0%）が既に家庭系ごみの有料化を実施しています。また、当市の周辺自治体の多くが家庭系ごみの有料化を実施しています。

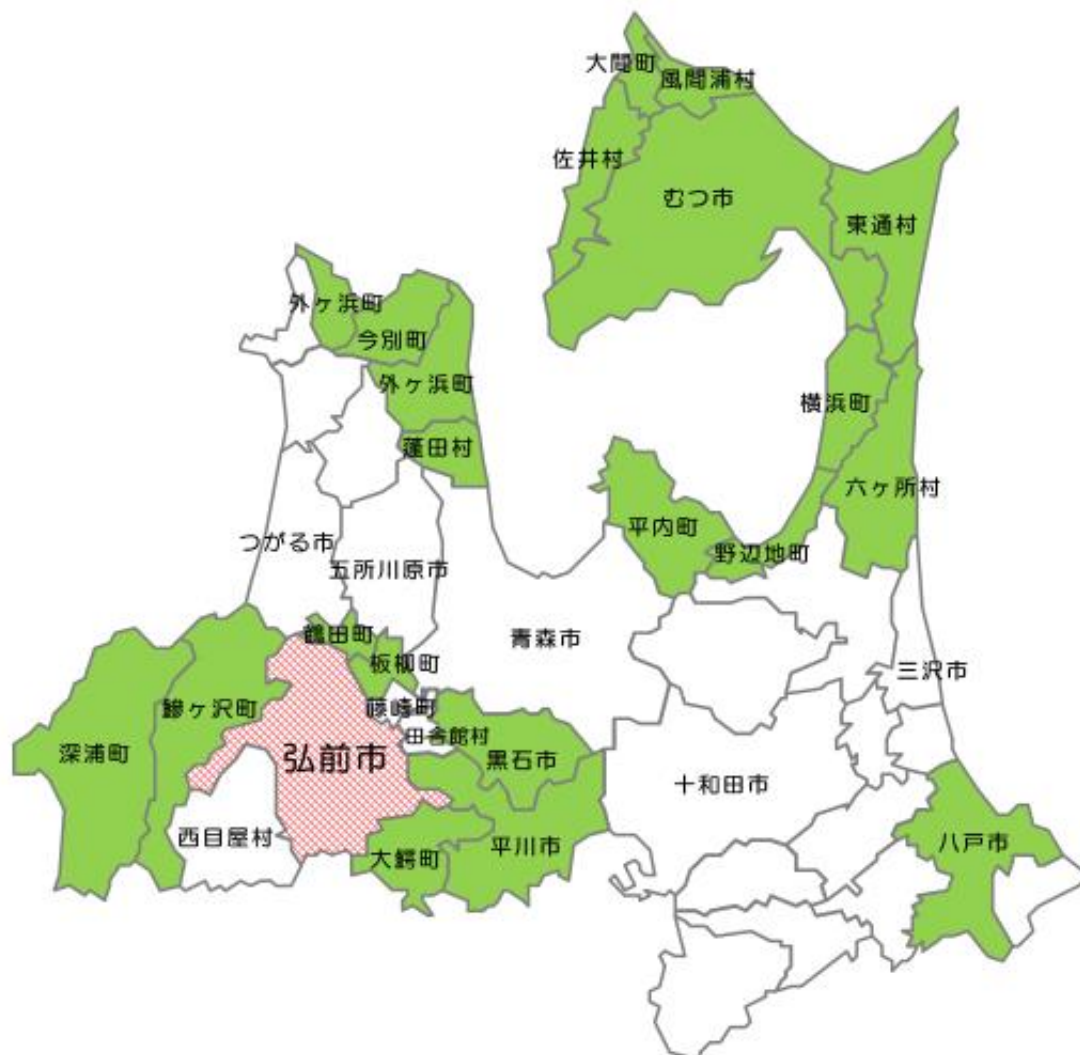


図 7 県内の家庭系ごみ有料化実施状況

※ 10 市及び弘前圏域定住自立圏内市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）のほか、有料化実施町村のみ市町村名を記載。

※ 青森市では、H28.4 より指定袋（手数料なし）を導入している。

また、20市町村の手数料の平均は1ℓ当たり0.67円（大袋（45ℓ）当たり30円）となっており、現状の当市のごみ袋の価格1ℓ当たり0.15円（大袋（40ℓ）当たり6円）の約5倍となっています。

表4 県内の家庭系ごみの有料化実施市町村一覧（手数料水準順）

番号	市町村名	実施時期	【H26】1人1日 当たりの家庭系 ごみ排出量(g)	燃やせるごみ袋の種類 及び販売価格	大袋1ℓ あたりの 料金	販売価格 (大袋 10枚)			
1	黒石市	H20.1	630	45ℓ：60円、30ℓ：40円、 20ℓ：25円	1.33	600			
2	大鰐町	H21.4	599	45ℓ：45円、30ℓ：30円、 20ℓ：20円	1	450			
3	平川市	H20.4	606	45ℓ：30円、30ℓ：20円、 20ℓ：15円  45ℓ：30円、22.5ℓ：20円	0.67	300			
4	八戸市	H13.6	662						
5	平内町	H17.4	722						
6	東通村	H14.9	644						
7	横浜町	H10.4 (H17改定)	659						
8	野辺地町	H10.4	765						
9	むつ市	H7.9	795						
10	佐井村	H14.12	983						
11	風間浦村	H14.9	956						
12	大間町	H14.4	1,016						
13	鱒ヶ沢町	H13.4	718						
14	深浦町	H13.4	790						
15	蓬田村	H14.12	668				45ℓ：20円、20ℓ：15円	0.44	200
16	外ヶ浜町	H17.4	687						
17	今別町	H14.12	805						
18	板柳町	H12.4	777	45ℓ：15円、30ℓ：10円、 15ℓ：6円	0.33	150			
19	鶴田町	H20.10	589	45ℓ：15円、30ℓ：10円					
20	六ヶ所村	H10.4	834	60ℓ：20円、40ℓ：10円					
<b>参考</b>	<b>弘前市</b>	<b>-</b>	<b>765</b>	<b>40ℓ：6円</b>	<b>0.15</b>	<b>60</b>			

※むつ市では、H29.4より指定袋の料金を改定する予定。（可燃45ℓ袋1枚30円⇒50円）。

#### (4) 有料化の必要性

家庭から排出されるごみについて、適正処理を行うための費用の一部を、市民が手数料という形で直接負担する仕組みである「家庭系ごみの有料化」を実施することで、経済的な動機づけ（＝インセンティブ）が働き、主に以下の効果を生み出すことができます。

##### ①ごみ減量化・資源化の推進

- ・排出者が、手数料負担を軽減しようとするため、ごみの発生抑制、分別の徹底が促され、ごみの減量化・資源化が進みます。
- ・また、県内の市町村における1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、有料化実施市町村（20市町村）の平均が681g、有料化未実施市町村（20市町村）の平均が745gと、64gもの開きがあり、有料化を実施している市町村ほど排出量が低い傾向が見られます。

##### ②ごみ処理経費負担の公平化（受益者負担）

- ・現在、一般家庭から排出される家庭系ごみについては、市が無料で収集・処理を行っていますが、ごみの排出量にかかわらずその負担が同じとなっており、ごみの減量化・資源化に努めている市民にとっては不公平な制度となっています。
- ・有料化の実施により、ごみの排出量に応じて手数料を負担するため、ごみを大量に排出する場合には多く、少量の場合には少ない負担となります。つまり、よりごみを減量化・資源化するほど負担が少なくなります。同時に、ごみの減量化・資源化への努力が報われる形となります。

##### ③住民意識の向上

- ・ごみ処理には多額の経費がかかっていることを意識し、ライフスタイルを見つめ直すよいきっかけとなり、ごみ減量化・資源化への行動の実践や分別意識の向上につながります。

##### ④ごみ処理経費の削減

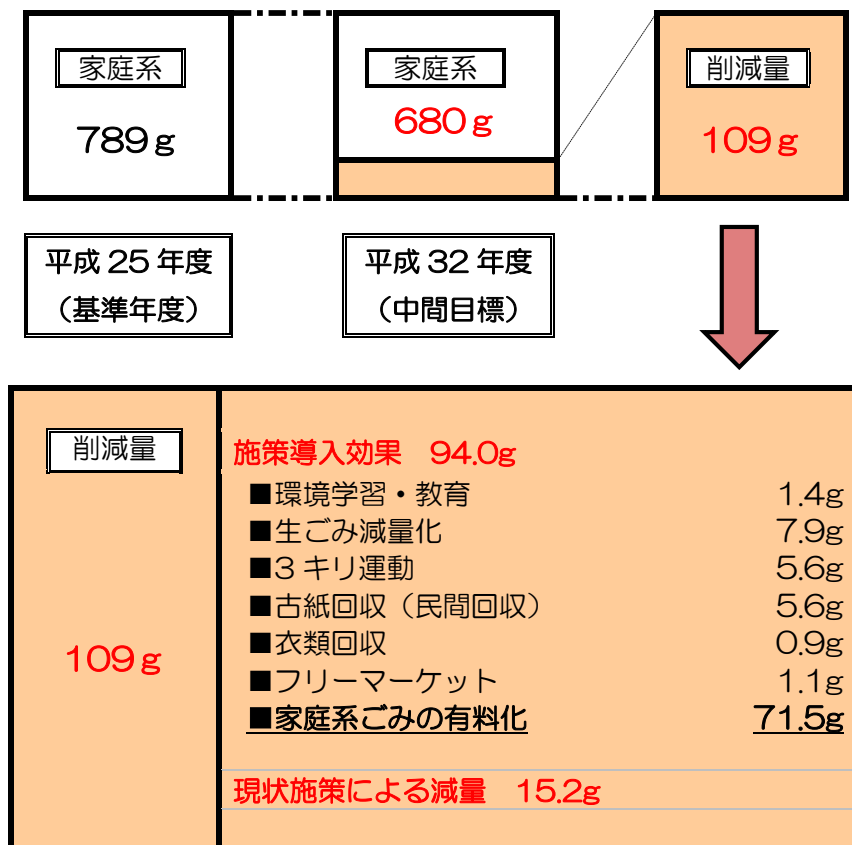
- ・ごみの減量化・資源化を行うことで、ごみの焼却の際にかかっている経費（光熱水費、燃料費、薬品費、焼却灰等運搬処分費）を削減することができます。また、将来的に中間処理施設、最終処分場などのごみ処理施設を更新する際に、より規模の小さい施設での整備を行うことができます。

##### ⑤適正排出の推進

- ・本市の家庭系ごみの手数料が無料であるため、周辺の有料化実施市町村のからのごみの投棄や、事業所から出るごみが家庭系ごみとして排出されている事例が多数報告されていることから、適切な料金均衡を保ち、適正排出を推進します。

### (5) 有料化による減量効果

基本計画においては、平成 32 年度までに 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を平成 25 年度の 789g から 109g の減量を目指しており、家庭系ごみの有料化（施策導入効果想定：71.5g）を実施することなく目標値を達成することは困難な状況です。



※ 家庭系ごみの有料化については、1ℓ 当たり 1 円（大袋（45ℓ）当たり 45 円）で実施した場合を仮定している。

図 8 中間年度目標達成イメージと各施策の減量効果